



東京税理士会日本橋支部会報

第154号

平成30年8月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下真一郎

編集人 広報部長 増田和弘

印刷 (株) 税経



大安楽寺の延命地藏尊

税界放談

平成30年度税制改正では、事業承継税制の緩和措置が手当され、税理士会の建議がある程度容認された。当局によると、納税者に配慮し特定的一般社団法人等に対する相続税課税の規定の創設と今回の改正は同時になされたことである。ところで、事業承継税制での注意点は以下のとおりである。まず承継会社の株式の贈与は、贈与時の時価がフィックスされる。つまり、贈与時点から株価が上昇することが前提である。また、納税猶予であるから特例を受けるには、担保を提供しなければならない。ただ贈与の対象となった株式全部を担保に入れることで追加の担保は求められない。したがって後継者は贈与を受けたらその状態を維持できないと課税されることとなる。人口減少にさらされている我が国において、経済成長は可能であろうか。東京大学名誉教授の吉川洋氏は、近代において人口の増加に比し経済成長率ははるかに高いと分析され、今後の経済成長率は必ずしも悲観的にみる必要はないと述べられている。ケインズとシュンペンターによると、経済成長の要因であるイノベーションを起こすには、アニマルスピリッツが必要だそうである。

(T・I)

東京税理士会
日本橋支部

平成29年度定期総会開催される



於 ロイヤルパークホテル
平成30年6月25日

日本橋支部定期総会が平成30年6月25日（月）午後3時30分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

定期総会開催に先立ち、29年度中に他界された支部会員のご冥福を祈り黙とうを捧げた。

結城昌史総務部長の司会により総会が開始され、支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員総数の2分の1以上の出席者が必要となるが、去る6月8日の招集通知発送日現在の税理士会員数は957名であり、その過半数は480名、総会開会時点での税理士会員の出席者数75名、委任状による出席者数508名で合計583名である。したがって定期総会は有効に成立する旨の説明があった。

議事に先立ち、佐々木則司副支部長より、東京税理士会日本橋支部の平成29年度定期総会を開催する旨の挨拶があった。

次いで、坂下眞一郎支部長より、以下のとおり挨拶及び29年度の会務報告並びに会務運営への協力に対しお礼の言葉が述べられた。

支部長挨拶

「各部担当者が業務を推進して下さり、支部の

各事業を滞りなく運営することが出来ました。この1年は就任1年目なので様々な団体に出席させていただきました。また、就任に伴い副支部長を5名にすることを公約し、東京税理士会の変更の承認を得て、第3号議案としてあげさせていただきました。さらに、厚生部に関しては、各部の支出の統一が図られるよう浅見顧問に入ってください見直しをはじめています。

今後とも会員の皆様方のご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。」

支部規則第23条に基づき議長に若狭茂雄会員が指名された後、支部規則第26条に基づく議事録署名人に塚本浩二会員、緑川光会員が指名され議案の審議に入った。

第1号議案 平成29年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。各部長及び各委員長から議案書に基づき、平成29年度の事業活動状況が報告された。

目

次

平成29年度定期総会	2
支部長挨拶 坂下眞一郎	4
日本橋税務署長着任挨拶 鈴木文典	5
中央都税事務所長挨拶 辻谷久雄	6
研究小論文	
「仮想通貨と会計・税務について」高木貞和	7

「リバースチャージ考」須佐正秀	11
随筆 小原正寛	15
各部だより	16
日本橋税務署新旧幹部職員名簿	21
支部会員異動のお知らせ	22

第2号議案 平成29年度決算報告承認の件及び 監査報告

森一郎経理部長より議案書の平成29年度決算報告書に基づき、「収支計算書」、「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」、「注記事項」について詳細な報告がなされた。

次いで小峰浩一監事より、5月18日に小田英敏監事とともに実施した業務の執行及び会計監査について監査報告書に基づき説明があり、業務の執行は法令及び支部規則等に準拠し、且つ幹事会の決議に従い誠実に執行されており、また会計は支部経理規程及び支部経理取扱要領に準拠して正確に処理されていることを認めた旨の監査報告がなされた。

そして、第1号議案、第2号議案について議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正承認の件

竹田修組織部長より、日本橋支部規則の一部改正について、第10条の副支部長の数を4名以内から5名以内にする旨の説明があった。さらに、関連した部分を東京税理士会組織部の意見を聞きながら対応した旨の説明があった。また、日本橋支部の総会が東京税理士会総会の前後によって、普通決議なのか特別決議なのかといった違いを是正するための変更であることなど詳細な説明があった。

若狭茂雄議長より東京税理士会組織部の承認を既に受けている旨及び支部規則第22条第3項に基づき出席者の3分の2以上の賛成によらなければならない旨の説明があった。

次いで、第3号議案について議場に諮ったところ挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

第4号議案 日本橋支部役員選挙規則の一部改正承認の件

竹田修組織部長より、日本橋支部規則の一部改正が第3号議案で承認可決されたことに伴い、役員選挙規則の副支部長の数を4名以内から5名以内にする旨の説明があった。

第4号議案について議場に諮ったところ挙手（賛成）多数にて原案どおり承認可決された。

第5号議案 平成30年度事業計画承認の件

議長から、第5号議案及び第6号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

平成30年度事業計画について、議長の指示により各部長及び各委員長から、1年間の事業計画について詳細な説明が行われた。

第6号議案 平成30年度予算承認の件

森一郎経理部長より議案書に基づき、『平成30年度収支予算書』の「一般会計」について詳細な説明が行われた。

その後、質疑応答を経て、第5号議案、第6号議案について議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数により原案どおり承認可決された。

報告事項

結城総務部長から、平成30年度会員表彰受賞者の披露があった。表彰規程第2条第1項第3号該当者（税理士業務に25年以上従事し、65歳以上の会員）14名のうち、総会に出席している7名の会員に対して、来賓として出席された東京税理士会専務理事より表彰状と記念品が贈呈された。引続き表彰規程第2条第1項第4号該当者（役員暦10年以上、満60歳以上の会員）4名及び日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し、65歳以上の会員）6名の表彰が行われた。

次いで、平成29年度秋及び30年度春の叙勲受章者（瑞宝小綬章）4名の披露と、長寿祝金受贈者である①支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者（該当者4名）、②支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満20年以下の者（該当者なし）、③支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満10年以下の者（該当者なし）、④支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会満5年以下の者（該当者なし）の披露が行われた。

そして、昨年4月1以降、本年3月31日までに日本橋支部に入会し、本日の総会に出席された会員4名の紹介があった。

その後、来賓の中村恭介日本橋税務署長、辻谷久雄東京都中央都税事務所長、矢田美英中央区長（齋藤進 中央区役所副区長代読）、小山敦東京税理士会専務理事から祝辞を頂いた。

定期総会の全議事を終了し、井上眞一副支部長の挨拶により閉会した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照して頂きたい。



就任の1年を振り返って

支部長 さかした しん いち ろう 坂下 眞一郎

今年の関東甲信地方の梅雨明けは異例の6月29日でした。毎年、熱中症に注意しなければならない期間が長くなる一方です。少しでも早く、秋が来ることを望みたいものです。

さて、昨年日本橋支部定期総会で第14代の支部長に就任してから、1年が過ぎました。就任して初めての日本橋支部定期総会が6月25日に開催されましたが、第1号議案から第6号議案までの議案に無事ご承認いただきありがとうございました。会員の皆様に改めて感謝申し上げます。第3号議案には、私が昨年支部長に就任した時に公約致した、副支部長の人数を現在の4名から5名にすることについて、無事にご承認いただきました。支部長のほか、各幹事の任期は2年間です。早いもので、次期の人選も夏を終える頃には決めなければなりません。今までは東京税理士会の理事も含め52名でしたが1名増えることとなります。全員が選挙で選ばれます。支部活動の運営に携わる役員には、皆様からのご支援ご協力が不可欠です。何卒宜しくお願い致します。

歌舞音曲部（以下カラオケ部）には、殆ど関わりを持っておらず、以前、厚生部長をしていた時に、開催挨拶をしたくらいでした。普段、アルコールが入ってもカラオケには滅多に行きません。行ったとしても同伴者が歌うのを聞いているだけで、私は音痴の家系なので人前で歌うということは全く想像できませんでした。しかしながら、若狭カラオケ部長が毎月のカラオケ部月例会を会員相互で盛り上げており、若狭部長から出演の依頼を受け昨年10月14日第32回歌舞音曲部発表会で歌わせて頂きました。これは支部長にならなければ絶対に有り得ない事です。

支部長就任1年目は、すべての支部長担当の行事に出席しました。5月、6月は東税協の協議会等、各団体の総会等の数が多く、参加するための時間作りに四苦八苦しておりました。しかし、様々な方と知り合うことができ、この上ない経験をさせ

ていただきました。各団体が抱える問題とそれに対する意識の高さ、そして解決実現の厳しさなど、判ってまいりました。

あと1年間の任期に何ができるか、日本橋支部のために、心を引き締めて取り組んでいく所存です。わが日本橋支部運営の重大な施策である研修活動、広報活動、厚生活動はさらに支部会員に有意義な活動として盛り上げてまいります。

税務支援対策部は各種の無料相談会の開催、税務関連団体、東京商工会議所等の無料相談会に対する講師、相談員の派遣を行っています。

研修に関しては、来年から税理士個人の受講時間数等が、日税連のホームページで閲覧できるようになります。掲載方法は検討中ですが、義務付けられている受講時間36時間を達成したことが、ひと目でわかるような方法を模索しています。30年度も毎月の研修会、夜間研修を引き続き実施していきますので、会員の皆様のご参加をお願いいたします。毎月第2金曜日の支部事務局での雑談室も、研修時間にカウントされます、また一人でも多くの会員が、いずれかの支部行事に参加できますようお願いしております。

この度税務当局の職員異動で日本橋税務署へは鈴木 文典新署長が着任され、諸藤 則昭副署長、他新任となられました職員の皆様、またご留任となられました、阿部 正副署長、小山 光宏副署長他の職員の皆様による新体制になりました。前中村税務署長同様当支部の活動に、ご指導ご鞭撻ご尽力を賜りたくお願い申し上げます。





着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{すずき}鈴木 ^{ふみのり}文典

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました鈴木でございます。

坂下支部長をはじめ、日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「いつの世も 道の起点は 日本橋」と云われるとおり、日本橋は全国に伸びる主要国道の起点であり江戸の昔から商人の町として栄え、現在は東京証券取引所をはじめ多くの老舗企業が立ち並ぶ日本経済の中心地であります。こうした歴史と伝統が色濃く息づく活気あふれる「日本橋」の地において税務行政に携わることが出来ますことは、誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いであります。

日本橋支部の会員の皆様におかれましては、税を考える週間や確定申告期における無料相談に多数の会員の皆様の御参加をいただいているほか、確定申告電話相談センターへの相談員派遣、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、e-Taxの利用拡大、書面添付制度の普及など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。紙面をお借りして、改めて感謝申し上げます。

さて、e-Taxにつきましては、平成30年度税制改正により、平成32年4月1日開始事業年度から大法人は電子申告が義務化になります。資本金1億円超の大法人が対象となりますが、利便性の高い納税環境を整備し、社会全体のコスト削減を図ることが重要であるという考え方に基づくものでありますので、皆様にはご理解をいただけますようお願いいたします。

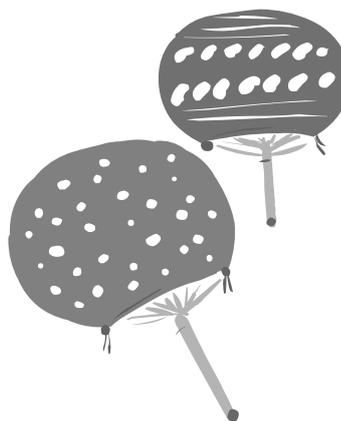
なお、中小法人に対しましては、今般の法律改正に併せて導入される各種の「利便性向上施策」等の積極的な周知・広報に取り組み、e-Taxの一層の普及及び添付書類も含めた電子化に努めてま

いりますので、皆様の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、所得税等申告におけるID・パスワード方式についても、年間を通じまして、積極的な周知・広報に取り組んでまいりますので、引き続き、納税者の皆様の積極的な利用に向けて、ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、消費税の軽減税率制度への対応について申し上げます。皆様方も御承知のとおり、平成31年10月から、消費税率の引上げと軽減税率制度が実施されます。現状におきましては、本制度の円滑な実施に向けて、関係府省庁が連携して、制度の周知・広報等に取り組んでいるところでありますが、今後、事業者の皆様の御準備が円滑に進むためには、皆様方の御協力が不可欠であります。東京税理士会日本橋支部の皆様におかれましても、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などにご協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





着任のご挨拶

東京都中央都税事務所長 つじ たに ひさ お
辻谷久雄

東京税理士会日本橋支部会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で、中央都税事務所長に着任いたしました辻谷でございます。前任者同様、よろしくお願ひ申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、法人事業税や事業所税の適正な申告など、平素より、私ども都税事務所の業務に、深いご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、地域における「税の専門家」のお立場から、税務支援活動として無料税務相談や各種説明会などの実施、さらには、次世代育成のための「租税教室」の開催など、社会貢献活動に精力的に取り組み、地域社会における税の理解促進に大いに貢献されております。役員並びに会員の皆様の真摯なご尽力に対しまして、改めて敬意を表します。

さて、東京都では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、その先の東京の未来に向けて、少子高齢・人口減少といった社会構造の変化や、自然災害や防犯等に対する都民の安全・安心の確保、さらには、東京の産業経済の活性化などを実現するための施策を、全力で推し進めているところです。

そして、これらの施策を実現するために不可欠な都税収入の確保を担う当所といたしましても、分かりやすい広報資料の作成や、地域の皆様に対する説明会の開催など、納税者への十分な説明責任に留意しつつ、適正・公平な賦課徴収を心がけ、着実な税収確保に邁進してまいります。

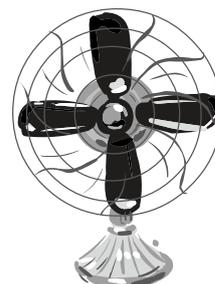
また、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、日頃より、電子申告を率先してご利用いただき、誠にありがとうございます。平成32年4月以後、大法人の電子申告が義務化されることを見据え、都として、今後とも普及拡大に努めてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ところで、都は、国の不合理な税制度の見直しにより、この30年間で約6兆円もの都税が奪われてきたうえ、地方消費税の清算基準の見直しにより、1千億円を超える都税が奪われることとなりました。更に、来年度の税制改正に向けて、都の税源を不当に奪う国の動きが具体化しております。

都としても、「東京都税制調査会」や「東京と日本の成長を考える検討会」における議論を活用しながら、都民の方に実情を訴えつつ、徹底して国に抵抗してまいります。東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましても、本来、都民のために使われるべき、都民の納めた税金が、国に不当に奪われ、他の地方に配分されている現状を、都と共有してご認識いただければと思います。

いずれにいたしましても、安定した都税収入確保や税の理解推進などの取組は、私ども中央都税事務所だけで実現できるものではありません。東京税理士会日本橋支部をはじめ、関連団体の皆様のお力添えがあって、初めて達成できるものです。税のよき理解者である東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、東京都、そして中央都税事務所の税務行政に対する、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びにあたり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





仮想通貨と会計・税務について

たか き さだ かず
高木 貞和



1. はじめに

2018年6月末現在、インターネットで公表されている仮想通貨の時価総額は約26兆円を超えています（仮想通貨のデータサイトCoinMarketCapより）。

最近では、仮想通貨交換所コインチェック株式会社の仮想通貨NEMの巨額流出事件が発生し、仮想通貨交換業者及びみなし仮想通貨交換業者合計31社に金融庁の検査が行われ、行政処分が行われています。

このように仮想通貨は話題性もあり、時価の高騰化と利便性により、我々のクライアントが仮想通貨を保有して決済する。といった案件が今後増加するものと思います。

こうした背景を踏まえて、2018年現在で公表されている情報と、会計処理や税務上の取り扱いについて整理を行ってみたいと思います。

2. 仮想通貨の定義

仮想通貨の代表であるビットコインは2008年に発明されて、2009年1月に最初のブロックが採掘されて以来、今も動き続けています。

ビットコインは法定通貨と異なり、管理者が存在しないといわれており、「実物」が存在しないため、「ブロックチェーン」技術等で裏付けすることでその信頼性を確保しています。注目すべき点は、国境を越えて流通していること、その利便性が高いことです。

また、「仮想通貨」は資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨をいう。と定義されています。

《資金決済に関する法律第2条第5項》

第1号 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及

び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第2号 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

仮想通貨はビットコインをはじめとして約1,000種類以上もあるといわれており、資金決済法上の仮想通貨に該当するか否かは、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるとしています。

3. 仮想通貨・仮想通貨交換業者に関する規制

(1) 「資金決済に関する法律」の改正

ICT技術の発展などを背景に、インターネットを通じて電子的に取引される仮想通貨が登場しています。仮想通貨は様々な種類がありますが、代表的な例である「ビットコイン」を見てみると、法定通貨とは異なり、特定の発行主体の債務として発行されるものではなく、いわゆる「ブロックチェーン」技術を用いて中央管理者による管理を介さずに流通するといった特徴を有しているといわれています。外為法上の支払手段には該当しないものの、財貨・サービス販売、提供などの対価として、現金等に代えて仮想通貨による支払いを受け入れる事業者も増加しているといわれます。

参考：ビットコインで決済できる事業者
家電量販店：ビックカメラ、コジマ、ソフマップ
眼鏡店：メガネスーパー
旅行代理店：H.I.S 等

こうした中、ビットコイン交換所であるマウントゴックス社が経営破綻したことを受けて、利用者保護やマネー・ロンダリング対策の観点から、仮想通貨交換業者の登録制度の導入やマネー・ロンダリング対策規制、利用者保護のためのルール整備を内容とする「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が成立し平成29年(2017年)4月1日に施行されています。

その後「資金決済に関する法律(資金決済法)」(平成21年法律第59号)において、仮想通貨は、

- ・ 不特定多数の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨と相互に交換ができること
- ・ 電子的に記録され、移転できること
- ・ 法定通貨又は法定通貨建ての資産ではないこと

の性質を持つ財産的価値と定義されています。

(2) 仮想通貨交換業者に対する規制

- ・ マネー・ロンダリング、テロ資金供与規制(犯罪収益移転防止法)より、顧客の本人確認、本人確認記録と取引記録の保存が求められている
- ・ 利用者保護の規制から以下の項目が整理され、資金決済法に定められている
 - 内部管理体制(経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など)の整備
 - 社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
 - 利用者への情報提供
 - 法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
 - 取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
 - その他リスク(ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示)など
 - 最低資本金・純資産に係るルール(資本金1,000万円以上、純資産額が負の値でない)
 - 顧客財産と自己財産の分別管理

→金銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理

→仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区別し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理

- 分別管理・財務諸表の外部監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善命令

4. 会計及び会計処理

(1) 企業会計基準委員会(ASBJ)公表

平成30年(2018年)3月14日に実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理などに関する当面の取扱い」が企業会計基準委員会から公表されています。

公表前の平成29年(2017年)12月6日に公開草案が公表され、企業会計基準委員会に寄せられたコメントを検討して公開草案を修正して公表に至るものとされています。

(参考：実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(概要)」企業会計基準委員会資料より抜粋)

■ 範囲(本実務対応報告第3項)

本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。

ただし、自己(自己の関係会社を含む。)の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

■ 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理(本実務対応報告第5項から第13項)

□ 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

- (1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨(仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。)について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
- (2) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、

取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

活発な市場の判断規準

活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとする。

活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

(1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を用いることとする。

(2) 仮想通貨交換業者において、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等が「公正な評価額」を示している市場価格であるときに限り、時価として期末評価に用いることができる。

仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い

(1) 活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合、活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理する。活発な市場が存在しない仮想通貨となった後の期末評価は、活発な市場が存在しない仮想通貨として行う。

(2) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合、その後の期末評価は、活発な市場が存在する仮想通貨として行う。

仮想通貨の売却損益の認識時点

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通

貨の会計処理（本実務対応報告第14項及び第15項）

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を預かった時の時価により資産として認識する。

また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を、負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とする。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額

仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、仮想通貨交換業者の保有する仮想通貨と同様の方法により評価を行う。

また、仮想通貨交換業者は、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とする。

開示（本実務対応報告第16項及び第17項）

表示

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する。

注記事項

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、次の事項を注記する。

(1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額

(2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額

(3) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨について、活発な

市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。

■適用時期（本実務対応報告第18項）

適用時期は平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から原則適用とし、公開日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することができるものとされています。

5. 税務

仮想通貨は税務上どのように取り扱われているのか、所得税、消費税、法人税、相続税について整理する。

(1) 所得税

国税庁公表 個人課税課情報第4号（平成29年12月1日）に「仮想通貨に関する所得の計算方法等」について（情報）」が公表されています。

《公表されている事例》

- ・仮想通貨の売却
- ・仮想通貨での商品の購入
- ・仮想通貨と仮想通貨の交換
- ・仮想通貨の取得価額
 - 取得価額は移動平均法を用いるのが相当とされ、継続適用を要件として総平均法を用いることも認められています。
- ・仮想通貨の分裂（分岐）
- ・仮想通貨に関する所得の所得区分
 - 国税庁が公表するタックスアンサーによると、「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係について、事業所得等の各種所得の起因となる行為に付随し

て生じる場合を除き、原則として雑損失に区分されます。」と公表されている。

- ・損失の取り扱い
- ・仮想通貨の証拠取引
- ・仮想通貨のマイニング等

ビットコインに代表される仮想通貨については、仮想通貨の売買の他、仮想通貨の使用時にその取得時と使用時に収益が生じている場合には、雑所得として確定申告が必要になる。株式の譲渡の場合には、証券会社が発行する取引報告書を参考にして、銘柄ごとに購入・売却時の価額が明確になっているケースが多い。これに対して仮想通貨の譲渡損益は、単に購入・譲渡に限らず使用時にも含まれるため、頻繁に取引を行っている場合にはその計算が煩雑になること、また仮想通貨を使用したときに所得を認識することの周知が必要になる。

(2) 消費税

資金決済法の改正により、仮想通貨が支払い手段として位置づけされたことやEU等では仮想通貨の譲渡は非課税とされていることなどを踏まえて、仮想通貨の譲渡については消費税を非課税とする消費税法施行令の改正が行われました。

具体的には、消費税が非課税とされる支払い手段に類するもの範囲に、資金決済法第2条第5項に規定する仮想通貨が追加されました。

また、仮想通貨の譲渡については、その性格に鑑み、法定通貨等の支払手段と同様に、課税売上割合の計算に含めないこととされました。

この改正は平成29年（2017年）7月1日（以下「施行日」）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡及び課税仕入れについて適用され、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例によることとされています（改正消令附則2）。

(3) 法人税

先の実務対応報告第38号によると、期末における仮想通貨の評価に関する会計処理について、活発な市場が存在する場合には、市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理するとされています。

しかし、法人税法では仮想通貨に関する評価

損益の取り扱いについては明確にされていません。

(4) 相続税

相続が発生して、被相続人が保有する相続財産に仮想通貨がある場合、その仮想通貨は相続財産になると考えられます。

しかし、被相続人が保有する仮想通貨を相続人に承継すること、その後、相続財産たる仮想通貨をどのように財産評価すべきであるか、国境がない仮想通貨については口座の把握も困難であり、その財産の所在について明確にされていません。

6. 最後に

企業会計基準委員会から公表された実務対応報告により、会計処理が明確になりました。税務上の取り扱いについて関心をもって今後も注視していきたい。



リバースチャージ考



す さ ま さ ひ で
須佐正秀

(はじめに)

一般的には、売上つまり収入に伴い税がかかるというのが通常感覚。法人税にあっては、商品の売上があって、その儲けに対して税がかかる。消費税ももちろん、課税の対象は資産の譲渡等、つまり課税売上がその対象となる。

ところが、平成27年の消費税法改正によるリバースチャージは、提供される役務に対するお金の支出に税がかかる仕組みとなっている。私にとっては、驚きの税制であった。

しかし、落ち着いて考えてみると、お金が支出される場合に、税がかかるケースもいくつか認められる。例えば、消費税にあっても、保税地域からの外国貨物の引取りが消費税の対象となる。輸入に対しては、輸入関税がかかる。これは、国内事業者と国外事業者との競争の調整、国内産業の保護として実施されている。

リバースチャージも、国内外の事業者間の競争に歪みが生じていることに対しての是正を目的として導入された。考え方としては、消費税の世界に関税の方法を導入したものといえ、これによって競争条件を整備し、国内事業者の保護に

いる。

消費税は転嫁が原則。税を負担するのは消費者、納税義務を負うのは事業者として設計された税制である。事業者の生み出す付加価値に税がかかり、これを転嫁させ、最終的に消費者が税を負担する。計算方式はいわゆる前段階税額控除方式という方法で、事業者が生み出す各段階の付加価値に対し税をかけ、次々と転嫁させていく仕組みである。リバースチャージは、前段階(国外事業者)にかかる税の身代わりに役務の受領者に税がかかりこれを受領者側で控除するので、転嫁という仕組みからはずれ、自己完結型になってしまっている。自己で課税し、自己で控除するなら、差し引きゼロになる。それなら制度を設ける必要があるのかという思いに至った。

さらに、リバースチャージを含む平成27年の改正は、読み込んでいくと、いくつかの適用除外がある。新たな制度を設けても適用されないことのある制度になっている。この点でも競争の整備になっているのかという疑問に辿りついた。

そこで当初の導入目的は達成されているのか、自分なりの検討を試みたのが本稿である。

(改正の概要とその背景)

さて、その驚きの税制改正は、国境を越えた役務の提供に係る課税について行われた。

役務の提供に対する消費税の内外判定基準は、原則、役務の提供が行われた場所（旧消費税法4条3項二号）であるが、「情報の提供又は設計」や「役務の提供が行われた場所が明らかでないもの」に係る内外判定は、役務の提供を行うものの役務の提供に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかによって行われていた（旧令6条2項五号・七号）。

このため、国外の事業者が国境を越えて国内の事業者や消費者に対して行う電子書籍・音楽・広告の配信等の役務の提供については、国外取引とされていた。結果として、こうした役務の提供は提供者の違いによって（正確には役務の提供に係る事務所等の所在地の違い）によって最終的な税負担に差異が生ずることになり、国内外の事業者間で取引条件に歪みが生じている状況にあった。

こうした国内外の事業者間で競争条件に不均衡が生じている現状を是正する観点から、国内外にわたって行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引について、平成27年改正において以下のような改正が行われた。

行われた改正は、①内外判定基準の見直しと②新しい課税方式の導入の二つである。

ところで、歪みを生じている取引のマーケットはどのくらいあるのかというと、次のようになる。

* 国境を越えた役務提供の市場規模（経済産業省の試算）

・ インターネット広告

国内市場 6600 億円、うち越境取引 3900 億円

・ クラウドサービス

国内市場 12000 億円、うち越境取引 2300 億円

・ 電子書籍

国内市場 703 億円、うち越境取引 350 億円

この試算からみると、電子商取引の国境を超える役務提供は、国内市場の約3分の1を占めている。

1. 内外判定の見直し

役務の提供に係る内外判定基準について、「電気通信利用役務の提供」とそれ以外に分けて、「電気通信利用役務の提供」については、その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店

又は主たる事務所の所在地とした（新法4条3項三号、旧法の二号から電気通信利用役務の提供を三号として切り出し）。

この改正によって、国外事業者から国内において提供を受ける「電気通信利用役務」については、国内取引として課税の対象として取り扱われることになる。

改正前 国外提供者⇒国内受領者 不課税（仕入れ税額控除の対象にならない）

改正後 国外提供者⇒国内受領者 課税（仕入れ税額控除の対象にもなる）

内外判定の見直しによって、国境を越えた電気通信利用役務の提供については課税対象となるが、これを貫けば、国内に何らの拠点を持たない国外の事業者に対して消費税の申告義務を課す従来の制度では、適正な税務執行の確保には自ずと限界がある。《改正税法のすべて》つまり、内外判定を見直しただけでは、越えられない障壁が存在するのである。

そこで、次のような新しい課税方式を導入し対応することとした。

2. 新しい課税方式の導入

導入された新しい課税方式は、リバースチャージ方式と登録国外事業者申告納税方式の二つ。

電気通信利用役務の提供を「事業者向け」と「消費者向け」に分け、「事業者向け」には、リバースチャージ方式を設け、「消費者向け」には、「登録国外事業者申告納税方式」を設けた。

事業者向け 広告の配信・ゲームソフトの販売場所の提供など

消費者向け 書籍・音楽の配信など

* 「消費者向け」とは、正確には「事業者向け以外のもの」

(1) リバースチャージ方式

リバースチャージ方式は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」が対象となる。

「事業者向け電気通信利用役務の提供（国外事業者からのもの）」は、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」から除かれ、別途、「特定仕入れ（国外事業者からのもの）」として課税対象になる（新法4条1項）。

「事業者向け電気通信利用役務の提供（国外事業者からのもの）」は、消費税の納税義務の

対象である「課税資産の譲渡等」から除かれ、別途、「特定課税仕入れ（国外事業者からのもの）」として納税義務の対象になる（新法5条1項）。

簡単に説明すると次のようになる。取引には、売り手と買い手があるが、リバースチャージ方式が適用される場合は、売り手である提供者が売り手グループから外れ、代わり（リバース）に受領者が売り手グループに加わる（チャージ）ということである。

このような仕組みとしたのは、次の理由からである。

「事業者向け電気通信利用役務の提供」は、内外判定を変えれば、当然、国内における資産の譲渡等になり課税の対象となるのであるが、これでは納税義務者は国外事業者となり、把握が困難。そこで、これを資産の譲渡等から除かれ、課税対象から外すということにした。反対に、国外事業者からの特定仕入れを課税の対象とし、国外事業者からの特定課税仕入れを行った国内の事業者を納税者とした。このようにして、内外判定の見直しだけでは越えられない障壁を乗り越えるルートを作ったのである。

この結果、リバースチャージ方式が適用される場合は、国境を超える電気通信利用役務の提供についても消費税の負担が生じ、国内事業者との競争条件の不均衡は是正されることとなる。

ただし、国内の受領者（すなわち利用者）の負担においてであることに留意する必要がある。

加えて、すべての「事業者向け電気通信利用役務の提供」をリバースチャージ方式の対象とすると事業者の事務が煩雑になるので、これを避けるため、課税売上割合95%以上の事業者と簡易課税適用事業者の場合は、当分の間リバースチャージ方式は適用除外とされた（27年改正法附則42条、44条2項）。この結果、リバースチャージ方式が適用除外とされる場合は、改正前と同じ状態に戻ってしまっている。

次に、消費者向け電気通信利用役務の提供についても事業者向け電気通信利用役務の提供と同じようにリバースチャージ方式を貫くと、一般の消費者全員が納税者になり現実的でない。《改正税法のすべて》今度は、リバースチャージ方式では解決できない新たな障壁が出現するの

である。

そこで、消費者向け電気通信利用役務については、次のような対応を採る。

(2)のイ 適用見合わせ

「消費者向け電気通信利用役務の提供（国外事業者からのもの）」については、国内取引として国外事業者に納税義務が発生する。また、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた国内の事業者においては課税仕入れが発生し、原則として仕入れ税額控除の適用を受けることになる。しかし、納税義務者である国外事業者は通常執行管轄の及ばない国外に所在することから、適正な申告納税の担保には、限界がある。結果として、納税なき控除という問題が懸念される。《改正税法のすべて》これは、最初の障壁の再来。

そこで、当分の間、仕入れ税額控除の適用対象外としたのである（27年改正法附則38条1項）。この結果、ここでも改正前と同じ状態に戻ってしまっている。

(2)のロ 登録国外事業者制度

その一方、一定の国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信役務の提供」については、仕入れ税額控除の適用を認めることとしている。一定の国外事業者とは、国税庁長官による登録を受けた国外事業者（これを「登録国外事業者」という）である（27年改正法附則38条1項但し書）。

この登録国外事業者から提供を受けた電気通信役務については、国内事業者からの提供と全く同様の消費税の負担となり、競争条件は完全に整備されることになる。

(検討の結果)

さて、以上の改正の結果、競争条件の不均衡は是正されたのであろうか。

登録国外事業者の制度が設けられ、国外事業者が申告納税することになったことは、競争条件の整備と同時に国外の事業者にも課税できるという点で画期的なことである。

リバースチャージについても、競争条件が整備された点で、所期の目的は達成できている。

しかし、リバースチャージについては、実際に適用されるのは、課税売上割合95%未満の事業

者であり、金融業や不動産業など極めて限られた事業者と推測される。しかも、電気通信利用役務の提供を受けるもの（国内の事業者）の負担においてであり、国内の事業者の保護のためのものが、国内の事業者の負担においてであってよいのかという疑問も残る。

また、登録国外事業者は、国税庁HPによると、アマゾンやグーグルなど世界の著名企業76社が登録されている。しかし、先に掲載した経済産業省の国境を越えた電気通信利用役務市場に占める登録国外事業者のシェアも、限られたものと推測される。

さらに、いくつかの障壁を避けるため、例外（適用の見合わせなど）を設けた複雑な制度となっており、競争条件の整備という点では、すき間のたくさんある制度となってしまっている。

これでは、簡素で公平・中立な税制からは、少し遠ざかっている気がしてならない。

今後さらに手を加えていかねばならない税制ではないかと考えている。

《参考》

以上、制度の概要、改正の背景を概説してきたが、改正前・後の取り扱いを一覧できるような表にまとめると、下表のようになる。

◎平成27年改正前・後の電気通信利用役務提供の課税関係（概要）

取引形態等		改正後	改正前
国内事業者からの提供		提供者→受領者 本体価格100のものを提供 （支払対価は本体価格+消費税） 提供者 課税標準100として課税 受領者 仕入税額控除 $108 \times 6.3/108 \times$ 課税売上割合 *改正後も課税関係は、改正前に同じ。	提供者→受領者 課税 *国外事業者からの提供は、不課税であり、競争条件に歪みが生じていた。
国外事業者からの提供	事業者向け電気通信利用役務の提供	受領者の課税売上割合95%以上の場合 提供者→受領者 本体価格100のものを提供 課税取引だが、当分の間 適用除外	提供者→受領者 不課税
		受領者の課税売上割合95%未満の場合 提供者→受領者 本体価格100のものを提供 提供者 特に課税なし 受領者 課税標準100として課税 受領者 仕入税額控除 $100 \times 6.3/100 \times$ 課税売上割合	
	消費者向け電気通信利用役務の提供	下記以外 提供者→受領者 本体価格100のものを提供 課税取引だが、当分の間 適用除外	
		登録国外事業者からの提供 提供者→受領者 本体価格100のものを提供 （支払対価は本体価格+消費税） 提供者 課税標準100として課税 受領者 仕入税額控除 $108 \times 6.3/108 \times$ 課税売上割合 *この取引が、国内取引と同様の競争条件となる。	

随 筆

随筆



失敗は成功のもと

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

4年に一度の祭典、FIFAワールドカップが6月～7月にかけてロシアで開催された。

私は2006年のドイツ大会や2010年の南アフリカ大会の日本代表戦を現地まで観戦に行ったこともあり今回も日本代表の活躍を楽しみにしていた。

ただ今回の日本代表は親善試合で結果が伴わなかったり大会の2か月前に監督が解任されるなどあって戦前はあまり期待されていなかった。

新監督には、1996年のアトランタオリンピックで日本チームを率いてブラジルに勝利した「いわゆるマイアミの奇跡」を起こした西野朗監督が就任した。西野監督になってからチームの雰囲気はとても良くなったという。今回のチームは2010年の南アフリカ大会で同じく前評判は高くなかったが急遽就任した岡田監督がチームをまとめベスト16に進んだことを彷彿させる。

ワールドカップ初戦であるコロンビア戦では開始3分に相手チームの選手が1名退場となる幸運もあったが、途中交代で出場した本田選手が決勝点のアシストを決めるなど西野監督の采配もさえ2-1で勝利を手にする。この勝利はワールドカップでアジア勢が初めて南米のチームに勝利した歴史的試合となった。

第2戦のセネガル戦は第一試合で勝利をおさめたチーム同士の対戦となった。この試合で勝利した方が予選リーグを勝ち抜け決勝トーナメント進出に大きく近づく大切な試合であった。スターティングメンバーはコロンビア戦と全く一緒。試合展開はセネガルが1点取れば日本が1点を取り返して追いつくという展開で2-2の引き分けとなり、勝点1を積み上げた。この試合でも途中出場の本田選手が2点目の同点ゴールを決め西野監督の采配が的中する。また日本のワールドカップ史上2

度のビハインドを追いついて勝ち点を獲得した初めての試合であった。

第3戦は2連敗で決勝トーナメント進出を逃したポーランドとの対戦。日本は勝つか引き分けるかで決勝トーナメントへ進出が決まる。負けた場合は、同時刻で進行するコロンビア対セネガルの結果次第で決勝トーナメント進出という条件が付く。西野監督は日本のスターティングメンバーを前の2戦から6人を入れ替えるという大幅な変更を行った。

私は6人の交代は初戦で勝利し第2戦で引き分け順調に勝ち点を積み上げてきたチームの流れを断ち切ることになるのではと危惧した。確かにこの選手起用は決勝トーナメントに進んだときに疲弊したメンバーで戦いたくないという趣旨があるのは分かる。ただ、まずはこの試合で引き分け以上の結果を残し確実に決勝トーナメントを決める采配の方がいいのではないかと思った。

試合展開は後半14分にポーランドに先制を許した。この時点でコロンビア対セネガルは0-0となっておりこのままでは日本は予選リーグ敗退となる。西野監督は1-1に追いつくべく攻撃的な乾選手の投入を行う。日本がゴールを奪えずにいた後半30分に他会場でコロンビアが1点を勝ち越した。この状況だと日本は現状のままポーランドに負けても決勝トーナメントに進むことができる。ただし、ポーランドにもう1点とられたりセネガルが1点を取ったり日本がイエローカードをあと2枚もらったりすると予選リーグ敗退という、なんとも微妙な状況だ。

確実に決勝トーナメントに進むには日本ができることはポーランドからまず1点を取ること。ただ点を取りに行けばカウンターで失点したりイエローカードをもらったりするケースも想定される。西野監督が選んだ采配は攻撃しないで、このままの0-1の状況でポーランドに負けることだった。そうすることが一番決勝トーナメントに進む可能性が高いと判断したのだ。それを選手に周知させるために守備的なキャプテン長谷部選手を投入し、他の選手にベンチの意思を伝えた。そしてひたす

ら自陣でボールを回し時間を費やした。

この采配は自らが関与できない他会場の結果頼みでもあり、ギャンブルと言われるだろう。また正々堂々と闘っていないとの批判もあるであろう。ただ私はこの戦い方に日本がワールドカップに関わってきた道程からの進歩を感じた。1993年のドーハの悲劇はワールドカップ初出場を最後の最後で逃した。あの時はまだ時間を費やすという考えはなかった。2006年のドイツ大会のオーストラリア戦では1-0でリードしている後半34分に攻撃的な選手を投入し攻めるのか守るのか選手の意思統一が図れなかった。成功したことはもちろんだが失敗したことを糧に少しずつ進化し歴史は作られ

ていくのだと思う。

日本はポーランドには負けたが、コロンビアが1点差を守り切ったので、思惑通りベスト16に進むことができた。結果がすべての勝負の世界、西野監督はいずれ名将と言われるのだろう。

今回のワールドカップでも日本代表史上新たな歴史が築かれた。ベスト8を争う試合でゴールを決めたのも初めてだ。結果的にベスト8までたどり着けなかったが、ベスト8を争う試合で後半24分まで2-0でベルギー代表をリードしていた。残り20分余りの戦い方を克服する日が来たら、また新しい歴史が築かれるのであろう。その日を楽しみにこれからも日本代表を応援したい。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成30年4月20日(金)

I 審議事項

該当なし

II 報告事項

- 1 平成29年度・30年度各部、各委員会事業報告及び事業計画案について
- 2 平成29年度・30年度支部会計収支報告、予算案について
- 3 第3号議案(日本橋支部規則の一部改正承認の件)及び第4号議案(日本橋支部役員選挙規則の一部改正承認の件)
- 4 常会(4/11)の件
- 5 登録調査(4/12)の件
- 6 その他

5月1日に支部HPの改修を行います

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成30年5月15日(火)

I 審議事項

- 1 平成29年度・30年度各部事業報告及び事業計画の件並びに支部規則改定の件
- 2 平成29年度・30年度支部会計収支報告・予算の件
- 3 平成29年度支部定期総会の委任状に代理人

の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

- 4 定期総会(6月25日(月))当日分担確認の件

II 報告事項

- 1 東京税理士協同組合総代選出の件
- 2 顧問相談役会(4/25)の件
- 3 登録調査(5/11)報告の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

◎支部幹事会報告

平成30年6月5日(火)

I 審議事項

- 1 支部会費免除申請の件
- 2 平成30年度定期総会(平成31年6月)日時の件
- 3 事務局夏期休暇日程に関する件

II 報告事項

- 1 会計監査報告(5/18)の件
- 2 公益活動関係支部連絡協議会(5/23)の件
- 3 東京会定期総会(6/18)の件
- 4 関係団体定期総会の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

(総務部長 結城 昌史)

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成30年4月11日(水)14:00~17:00

テーマ：一部「品位保持に関する説明」
 二部「税理士のための生命保険税務～最近よくある質問を中心に～」

講師：一部 東京税理士会綱紀部
 二部 税理士 追中 徳久氏

会場：東実健保会館6階ホール

日時：平成30年4月23日(月)18:00～20:00

テーマ：「法人の休業をめぐる税務問題～申告義務、均等割納付義務判定と課税保留、個人事業への移行に伴う留意事項～」

講師：税理士・公認会計士 濱田 桂氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日時：平成30年5月14日(月)14:00～17:00

テーマ：「大幅拡充された事業承継税制について」

講師：税理士 松岡 章夫氏

会場：綿商会館6階

日時：平成30年6月5日(火)15:30～17:30

テーマ：「民法改正(相続関係部分)の注目ポイント」

講師：日本生命相互会社代理店営業部コンサルティング推進役

会場：綿商会館6階

日時：平成30年6月7日(木)13:30～16:00

テーマ：「税理士実務質疑応答事例～所得税、資産税編～」

講師：税理士 柴原 一氏

会場：日本教育会館(一ツ橋ホール)

※ 第一ブロック合同研修①

日時：平成30年6月25日(水)13:30～15:00

テーマ：「吉野家V字回復の軌跡～同じ方向を共有する組織づくり～」

講師：株式会社吉野家ホールディングス

会長 安部 修仁氏

会場：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

日時：平成30年7月3日(火)18:00～20:30

テーマ：「税務調査～質問応答記録書への対応～その法的根拠を探し、調査官の意図を探り、対応策を考える」

講師：税理士 鴻 秀明氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日時：平成30年7月18日(水)14:00～17:00

テーマ：「都税事務所の担当官が教えてくれる地方税の間違いやすい留意点～法人事業

税・都民税、事業所税、償却資産税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)～」

講師：中央都税事務所担当官

会場：T-CATホール

日時：平成30年8月2日(木)13:30～16:00

テーマ：「大幅拡充された事業承継税制特例のポイント」

講師：税理士 松岡 章夫氏

会場：日本教育会館(一ツ橋ホール)

※ 第一ブロック合同研修②

日時：平成30年8月9日(木)

①10:00～12:00、②13:00～15:30

テーマ：①新事業承継税制の正しい活用方法～盲点・留意点を踏まえてI～

(第20回会員研修会)

②新事業承継税制の正しい活用方法～盲点・留意点を踏まえてII、記載方法も含めながら～

(第21回会員研修会)

講師：税理士 伊藤 俊一氏

会場：日本橋支部会議室

※ ライブ配信研修会

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成30年4月13日(金)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年5月11日(金)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年6月8日(金)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年7月12日(木)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年8月10日(金)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年9月7日(金)17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

(研修部長 引地 栄二)

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成30年4月から平成30年6月までの野球部の活動に関してご報告致します。

4月に行われた支部対抗野球大会にて、多くの皆様の応援のお陰で優勝をする事ができましたが、この結果に満足する事なく、連覇を目指しこれま

で以上に真剣に野球に取り組んでおります。

6月までの活動状況は以下のとおりです。

4月3日	春季本大会1回戦		
	VS 町田支部	21-1	勝
4月3日	春季本大会2回戦		
	VS 西新井支部	14-1	勝
4月9日	春季本大会3回戦		
	VS 上野支部	10-0	勝
4月9日	春季本大会4回戦		
	VS 王子支部	30-0	勝
4月17日	春季本大会準決勝		
	VS 渋谷支部	3-0	勝
4月17日	春季本大会決勝		
	VS 新宿支部	7-2	勝
5月15日	第一ブロックリーグ		
	VS 麴町	16-3	勝
6月7日	第一ブロックリーグ		
	VS 神田支部	23-2	勝
6月7日	第一ブロックリーグ		
	VS 芝支部	29-1	勝

今後も日本橋支部の名誉のために頑張ってください。ご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 吉田 邦彦)

〈囲碁部〉

4月12日(木)に白江八段によるプロ指導をお願いし、6名の参加がありました。

次回のプロ指導は11月15日(木)の予定です。

5月から9月までは定例の月例会を開催し、10月18日(木)に秋の支部大会を予定しています。

ここ2~3年で数名の新しい参加者が見えましたが、なかなか継続的な参加につながらないようです。常時参加している方が皆さん有段者であることも一因かもしれません。

ここ数年、AIの飛躍的な進歩により、囲碁・将棋ともにプロの世界に大きな変化をもたらしているようです。

囲碁のソフトも大きな進歩を遂げ、その内容も充実しています。初心者でも簡単に勉強できるので、興味のある方はパソコンでの勉強に取り組んでみてはいかがでしょうか。

(囲碁部 花山 三郎)

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は毎月原則第2火曜日の6時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りを人形町から明治座に向かって歩き左側に日清紡ビルの手前の道を左に曲がり15メートル歩くと駐車場があり、右側見るとカテリーナの看板あり、1階がラーメン家の2階です。共に楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンドとおつまみ等を囲みながら楽しい2時間を過ごし



支部対抗野球大会優勝

ておりますので、ぜひ先生のご参加お待ちしております。

わからないことは支部事務局に連絡お願い致します。

月例の参加者名簿

平成30年4月10日(火)参加者9人

5月8日(火) 〃 8人

6月12日(火) 〃 12人

特別ゲスト 大久保先生・小棹先生

月例会の予定

7月10日・8月7日・9月11日・10月10日、各火曜日です。

今年の発表会は10月20日(土)です。

7月末ごろまで課題曲をお願いします、ダブルがないために、今年も皆さんと共に明るく、楽しく唄いましょう。

(カラオケ部長 若狭 茂雄)

〈テニス部〉

2018年4月以降のテニス部の活動を報告いたします。この期間についてテニス部は特に活動は行っておりません。また、5月7日、9日に東京税理士会春季テニス大会が昭和の森テニスセンターで行われましたが、当支部からの参加者はおりませんでした。男子ダブルスの優勝は新宿支部のペア、混合ダブルスの優勝は四谷支部のペア、団体優勝も四谷支部でした。

今後の予定

- ・品川プリンステニスコートにおける練習会
- ・東京税理士会秋季テニス大会(昭和の森テニスセンター)

2018年10月25日 男子ダブルス

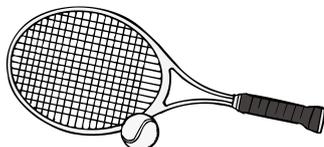
2018年10月26日 混合ダブルス

- ・東京税理士会支部対抗戦(昭和の森テニスセンター)

2018年11月6日

テニス部では、新規部員を募集しております。気軽に参加してください。

(テニス部 増田 和弘)



〈アウトドア同好会〉

アウトドア同好会の活動報告を致します。5月12日(土)皇居にてランニングの練習会を行いました。参加人数は3名。大手町の経団連ビル前に午前9時30分に集合して神田のランナーズステーションで着替えて、各人のペースで2周(約10km)走りました。練習後は焼肉&ビールを楽しみました。

6月17日(日)第16回スポーツメイトラン皇居マラソン~父の日特別ver~の20kmリレーマラソンに参加しました。参加人数は5名でしたが、大会レースに参加したのは4名。午前8時15分に桜田門駅に集合して、9時15分にスタート。1週約5kmを4周、4人のリレーで競いました。アウトドア同好会は、見事5位入賞でした。レースの後は、中華料理店で激辛担担麺と餃子&ビールを楽しみました。

アウトドア同好会では部員を募集しています。現在はランニングが中心ですが、その他のアウトドアに関するスポーツを行っていく予定です。まずはお試しで気軽に皇居ランニングに参加してください。

今後の予定

- ・月1回の皇居ランニング練習会

次回は7月13日(金)18時30分~大手町経団連ビル前集合

- ・各マラソン大会への参加
- ・秋の日税グループの駅伝大会参加
- ・その他のスポーツの練習会及びイベント参加

(アウトドア同好会 増田 和弘)

(厚生部長 櫻井 和義)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成30年実施日	会場	担当税理士
4月11日(水)	法人会事務局	平川 彰
4月25日(水)	〃	小山 栄一
5月16日(水)	〃	山崎 健
6月6日(水)	〃	鈴木 久衛

6月20日(水)	〃	山口 佳彦
7月4日(水)	〃	秋庭 守
7月18日(水)	〃	徳山 和美

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
4月3日(火)	中小企業相談センタ	津村 玲
4月24日(火)	〃	安藤 孝夫
5月18日(金)	〃	河野 拓
6月8日(金)	〃	伊藤 孝
6月29日(金)	〃	野村 幸広
7月20日(金)	〃	二瓶 正之

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

平成30年実施日	会 場	担当税理士
4月10日(火)	中央区京橋プラザ	佐藤 嘉光
6月12日(火)	〃	猪股 正明

《支部無料税務相談》

平成30年実施日	会 場	担当税理士
4月11日(水)	支部事務局会議室	伊藤 孝
5月9日(水)	〃	皆平 弘一
6月13日(水)	〃	湯本 康弘
7月11日(水)	〃	古賀 裕明

(税務支援対策部長 土田 一夫)

〔情報システム委員会〕

平成30年4月16日(月)「本会情報システム委員会と支部情報システム委員会との連絡協議会」出席

平成30年6月19日(火)「SECURITY ACTIONの取得について」研修出席
情報システム委員会では、支部ホームページの充実を図って参ります。

広報「にほんばし」、毎月の支部配布物は、支部ホームページよりバックナンバーが取得できますので、ぜひご利用下さい。

(情報システム委員長 濱川 久子)

〔租税教育推進委員会〕

7月9日に中央区立日本橋中学校において3年生を対象に租税教室を行いました。

日本橋中学校では毎年租税教室を開催しておりますが、今年の3年生は4クラスと例年より1クラス増での開催となりました。授業の詳細につきましては次号にてご報告いたします。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士が租税教育を行うことはこれからの日本を担う若者に対して税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。

まずは会員の皆様に租税教育講師養成研修を受講していただければと思います。また平成29年度にすでに租税教育講師名簿に登録されている会員の方は更新研修を受講していただくこととなります。

どうぞよろしく願いいたします。

☆登録研修・新規登録希望者用

(新規登録希望者並びに平成29年度の登録研修又は更新研修を受講していない会員用)

9月6日(木)午前10時～午後12時30分

定員180名 申込期限8月24日(金)

11月9日(金)午前10時～午後12時30分

定員180名 申込期限10月26日(金)

☆更新研修・既登録者用

(平成29年度の登録研修又は更新研修を受講し、租税教育講師名簿に登録されている会員用)

9月6日(木)午後2時～午後5時

定員180名 申込期限8月24日(金)

10月17日(水)午前10時～午後1時

定員180名 申込期限10月5日(金)

11月9日(金)午後2時～午後5時

定員180名 申込期限10月26日(金)

場所 東京税理士会館2階会議室

(租税教育推進委員長 小原 正寛)



日本橋署新旧幹部職員名簿

平成30年7月10日現在

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署長	鈴木 文典	東京派遣・監督評価官室長	中村 恭介	離職
副署長(法内)	阿部 正	留任	阿部 正	留任
副署長(徴法調)	諸藤 則昭	名古屋・調査・特調官	貫間 重之	長官官房・金沢派遣・監察官
副署長(総)	小山 光宏	留任	小山 光宏	留任
指法特官(総括)	内田 豊子	留任	小林 聡	渋谷・特官(法)・特調官(再)
指法特官	小林 善彦	柏・副署長	内田 豊子	留任
指法特官	増田 公近	調三・調21・総括主査	高橋 健	調四・調査総括・実指導官(再)
指源特官	根津 則克	渋谷・特官(源)・特調官	橋口美津子	横浜中・特官(源)・指定特調官
総務課長	黒田 壮	荒川・総務・課長	柄川 弘一	練馬西・副署長
管運1統括	河野 正広	東京上野・管運1・統括徴官	久田 直樹	市川・管運1・統括徴官
管運連調	岩本 祥英	留任	岩本 祥英	留任
管運2統括	田沼 秀樹	柏・管運4・統括徴官	牛嶋 圭子	麴町・管運5・統括徴官
管運3統括	柳下恵美子	銚子・管運1・統括徴官	清水 宏明	平塚・管運3・統括徴官
管運4統括	藤本衣美子	留任	藤本衣美子	留任
徴収統括	藍葉 慎治	徴収・特整1・主査	西本 博史	庁・徴収・主査
個1統括	石橋 由広	館山・個人1・統括調官	尾形 操	緑・特官(個)・特調官
個2統括	結城 泰治	留任	結城 泰治	留任
個3料統括	菊池 浩章	留任	菊池 浩章	留任
資産統括	高木章規子	課一・審理・審理専官	平野 賢一	本所・資産・統括調官
法人特官	小西 一光	留任	菊池 均	調三・調査総括・官(再)
法人特官	川崎 剛	調一・特官・総括主査	石川 一夫	離職
法人特官	塩沢 昭英	留任	小西 一光	留任
法人特官	松島 一重	荒川・法人1・統括調官	佐藤 源	西新井・特官(法)・指定特調官
法人特官	高橋 誠	留任	塩沢 昭英	留任
法人特官			高橋 誠	留任
特官連調官	西尾 秀文	留任	西尾 秀文	留任
源泉特官	福尾 圭子	留任	福尾 圭子	留任
法1統括	富塚 登	横浜南・法人1・統括調官	高木 衛	新宿・法人1・統括調官
法連調官	高橋 友紀	留任	高橋 友紀	留任
法2統括	工藤 義弘	留任	工藤 義弘	留任
法3統括	畦本 栄二	留任	畦本 栄二	留任
法4統括	松田 裕	課二・法人・情技専官	立花 哲	神田・法人5・統括調官
法5統括	新井 啓介	四谷・管運2・統括徴官	大森 榮	離職
法6統括	新尾 陽一	佐原・法人2・統括調官	大野 望	麻布・法人9・統括調官
法7統括	川口 泰之	品川・特官(法)・連調官	永井 克宏	中野・法人5・統括調官
法8統括	八坂 剛史	国税不服審判所	末安 直貴	課一・審理・主査
法9統括	東 直樹	留任	東 直樹	留任
法10統括	井上 博之	調四・調47・主査	小川 明男	成田・法人2・統括調官
国専官法	水野 公幹	留任	水野 公幹	留任
国専官源	渡辺 貴志	留任	渡辺 貴志	留任
審専官法	吉川日出夫	留任	吉川日出夫	留任
審専官源	白戸 秀周	麻布・審理専官(源)	河原 一美	武蔵野・法人2・統括調官
課長補佐	中山 一宏	留任	中山 一宏	留任
総務係長	岡本 彩香	留任	岡本 彩香	留任
会計係長	齋藤 純一	留任	齋藤 純一	留任

支部会員異動のお知らせ

平成30年4月1日～
平成30年6月30日

〈入会〉

- | | | | | | |
|-------|-------------------------------|---|-------|-------------------------------|---|
| 4月25日 | ヨコ オ アツシ
横尾 篤 | 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858 | 4月9日 | 京橋支部より
サクラ イ サト コ
櫻井聡子 | 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040 |
| 5月24日 | エン ドウ リョウウ ヘイ
遠藤 諒平 | 同上 | 4月9日 | 上野支部より
ワタナベ ミ ヤ コ
渡邊美弥子 | 〒103-0006
日本橋富沢町4-10
京成日本橋富沢町ビル2F-8
電話 5962-3050 |
| 5月24日 | モリ ナオ ヤ
森 直也 | 〒103-0014
日本橋蛸殻町
1-37-12-601号
会計サポート税理士法人
電話 5640-1318 | 5月24日 | 同 上 | 同上 |
| 5月24日 | オカ モト ススム
岡本 進 | 同上 | 5月24日 | デ グチ ケン シニ
出口 賢二 | 〒103-0013
日本橋人形町1-16-12
酒井敏江税理士事務所
電話 3666-7055 |
| 6月27日 | シゲ ノ ダイ キ
茂野 大樹 | 〒103-0006
日本橋富沢町7-14
岡島ビル8階
日本橋法律会計事務所内
電話 6661-0775 | 4月10日 | 渋谷支部より
ムロ イ ジュン
室井 淳 | 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040 |
| | | | 4月12日 | 渋谷支部より
ク ドウ アユム
工藤 歩 | 〒103-0023
日本橋本町4-15-11
岩月日本橋ビル8階
萩口義治税理士事務所
電話 6231-0996 |
| | | | 4月20日 | 荒川支部より
オオ ノ シュウヘイ
大野 修平 | 〒103-0025
日本橋茅場町2-8-1
BRICKGATE 茅場町3階
OneWorld 税理士法人
電話 4405-3061 |
| | | | 4月25日 | 四谷支部より
ウエ ダ ヒロ ユキ
上田 博行 | 〒103-0026
日本橋兜町11-7
ビーエム兜町ビル5階
税理士吉田光一郎事務所
電話 5623-2910 |
| | | | 4月26日 | 足立支部より
ネ モト ユ カリ
根本 優香 | 〒103-0001
日本橋小伝馬町15-15
食糧会館 |
| 4月2日 | 麴町支部より
カツ タケン タロウ
勝田健太郎 | 〒103-0027
日本橋2-3-21
八重洲セントラルビル8階
電話 6826-1169 | | | |
| 4月4日 | 麴町支部より
カキ スマ ヨシ カズ
柿沼慶一 | 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040 | | | |
| 4月4日 | 王子支部より
サ サ キ ノゾム
佐々木 希 | 同上 | | | |
| 4月4日 | 中野支部より
タカ ス ヒロ ユキ
高須洋幸 | 〒103-0013
日本橋人形町3-3-5
天翔日本橋人形町ビル402 | | | |

〈転入〉

	田山毅税理士事務所 電話 3527-2955	堀田美佐雄	〒103-0007 日本橋浜町2-50-4-1302号 電話 3639-3898
5月29日	荒川支部より 末廣将弥 〒103-0025 日本橋茅場町2-8-1 BRICKGATE茅場町3階 OneWorld税理士法人 電話 4405-3061	深澤 圭	〒103-0023 日本橋本町4-15-11 岩月日本橋ビル8階 〒103-0003 日本橋横山町3-1 横山町ダイカンプラザ801号 〒103-0025 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビル7階 電話 3527-2461
6月15日	京橋支部より 大崎史雄 〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2F 電話 6403-4094	高橋和則	同上 〒103-0023 日本橋本町4-4-11 サイプレス日本橋本町1203 〒103-0013 日本橋人形町1-18-5 TK人形町ビル4階 電話 3667-2357
6月29日	東村山支部より 富山 洋 〒103-0014 日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号室 電話 6667-0230	田裕也 塩坂 暁子	同上 〒103-0023 日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル208号 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 第3高野ビル2階2A 〒103-0027 日本橋3-1-2
〈法人入会〉		木下 敏隆	
4月13日	OneWorld税理士法人 〒103-0025 日本橋茅場町2-8-1 BRICKGATE茅場町3階 電話 4405-3061	木村 公子	
5月8日	税理士法人村田経理事務所 東京オフィス 〒103-0026 日本橋兜町11-4 丹羽ビル2階 電話 070-4771-5115	緑川 光	
		藤山 清春	

表紙の写真について

表紙の写真は、「江戸伝馬町処刑場跡」にある「大安楽寺」の境内の「延命地藏尊」です。この地藏尊は「伝馬町牢」と「伝馬町処刑場跡」を供養するために建立されたものです。狭い境内には、その他に北条政子の発願により作られたとされる「江ノ島弁財天」の三体の一つや「白蛇化石」などがあります。

通りを挟んだ向かいにある「十思公園」(じっしこうえん)には、安政の大獄で処刑された「吉田松陰終焉之地」とその辞世の句「身はたとひ

武蔵の野辺に朽ちぬとも 留め置かまし 大和魂」の碑がひっそりと建っています。その他にも鐘が鳴ると処刑が行われたと言われている「石町時の鐘」、長唄三味線方の「杵屋勝三郎記念碑」、乃木希典の書「忠魂碑」などもあります。また、隣接する「十思スクエア」には、「伝馬町牢屋敷跡遺跡」として発掘された「石垣」や「上水井戸跡」があり、「展示館」では当時の牢屋敷の様子を知ることができます。

日本橋支部事務局からも近いため、歴史に興味がある方はぜひ訪れてみては如何でしょうか。

(広報部長 増田 和弘)

NTA日本橋ビル10階
 同 上
 同 上
 同 上
 同 上
 〒103-0012
 日本橋堀留町2-5-7-1203号
 電話 5846-9676

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人みなと財務 東京事務所
 〒103-0027
 日本橋3-1-2
 NTA日本橋ビル10階

〈事務所電話番号変更〉

橋本利行 070-4771-5115

〈会員氏名変更〉

中村綾子→砂田綾子

〈事務所名変更〉

橋本利行
 税理士法人村田経理事務所 東京オフィス
 永井和昭 永井和昭税理士事務所

〈転出〉

飯野真 葛飾支部へ
 松田悠 麹町支部へ
 内藤敦之 武蔵府中支部へ
 相原伸一郎 渋谷支部へ
 千葉進 豊島支部へ
 近岡康三郎 杉並支部へ
 栗山貴志 芝支部へ
 工藤歩 四谷支部へ
 根本加寿美 四谷支部へ
 野末和宏 京橋支部へ
 春日正雄 麹町支部へ

〈退会〉

千葉雅之 業務廃止
 中村香織 業務廃止
 名取優理 北海道会へ
 海老澤将貴 東京地方会へ
 濱洋子 業務廃止
 廣瀬雅一 千葉県会へ
 出谷賢二 関東信越会へ
 松波愛 東京地方会へ
 庄司元雄 業務廃止
 白鳥智子 東京地方会へ

〈法人退会〉

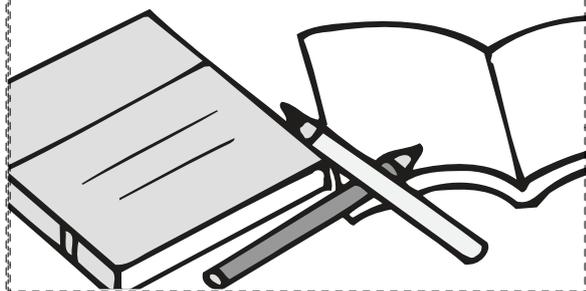
税理士法人クレド 解散

投稿原稿募集について

日本橋支部広報部では投稿原稿や表紙の写真を募集しております。研究論文や随筆、短歌や俳句、4コマ漫画など、多岐にわたって募集いたします。

また「新しい企画」のアイデアも募集します。より良い会報誌を支部会員の皆様に提供するために、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

広報部長 増田 和弘



編集後記

今号に執筆していただきました皆様ありがとうございました。お陰様で無事発刊できますことに安堵しております。

税理士会総会が終わり、7月10日付で恒例の税務職員の人事異動がありました。折角知り合えたのに1~2年でサヨナラすることに何となく寂しさを感じる自分と新しい出会いを期待している自分に不思議な感がしています。とにかく明日に向かって邁進するのみです。(H.M)

〈編集委員〉

増田和弘 岩川由美子 三品貴仙
 小山栄一 岡村宗男 石橋俊英
 緑川 光 高橋龍美 北島亜紀
 木下純一

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで45周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社 日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社 日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

病気やケガで仕事ができない、収入がない…そんな万一のために

VIP大型総合保障制度

関与先の皆さまもご加入いただけます

就業不能サポート（団体所得補償保険）



病気やケガで入院もしくは医師の指示にもとづく自宅療養により就業不能になった場合、収入が減少するしないにかかわらず保険金をお支払いします。

保険料は**団体割引30%**適用
無事故の場合は**保険料の20%**を返れい
※中途脱退の場合、返れい金はありません。

対象期間は「**1年**」もしくは安心の「**2年**」タイプ
医師による**診査は不要**（健康告知のみ）
※告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

生涯収入プロテクション（団体長期障害所得補償保険）



病気やケガで働けなくなったとき、収入を維持していくための保険です。
しかも、1～2年の短期補償ではなく**最長70歳まで**保険金をお支払いする長期補償です。

保険料は**団体割引30%**適用
最大**70歳まで**の長期補償が可能
地震、噴火またはこれらによる津波によって被った**身体障害による就業障害**も補償

病気、ケガによる入院・医師の指示による**自宅療養・一部復職時も補償**
医師による**診査は不要**（健康告知のみ）
※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険）



病気やケガによる「入院」「手術」を補償します。
またニーズにあわせて「通院補償」や「先進医療」等のオプションも選択いただけます。
必要な備えを自由に選択でき、無駄のない補償をご準備いただけます。



保険料は**団体割引30%**適用
日帰り入院から
長期入院・繰り返し入院までしっかり対応
地震、噴火またはこれらによる津波によって被った**ケガも補償**
医師による**診査は不要**（健康告知のみ）

基本補償（入院・手術）に「**通院補償**」の追加や、**4種類のオプション**をご選択いただけます。
「**先進医療等費用補償**」「**三大疾病診断補償**」
「**がん補償上乘せバック**」
日常生活の法的トラブル（被害事故等）に備えて、**弁護士費用を補償する特約**をセットできます。
※告知の内容によりご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

全国税理士共栄会
東京地区事務受託組合

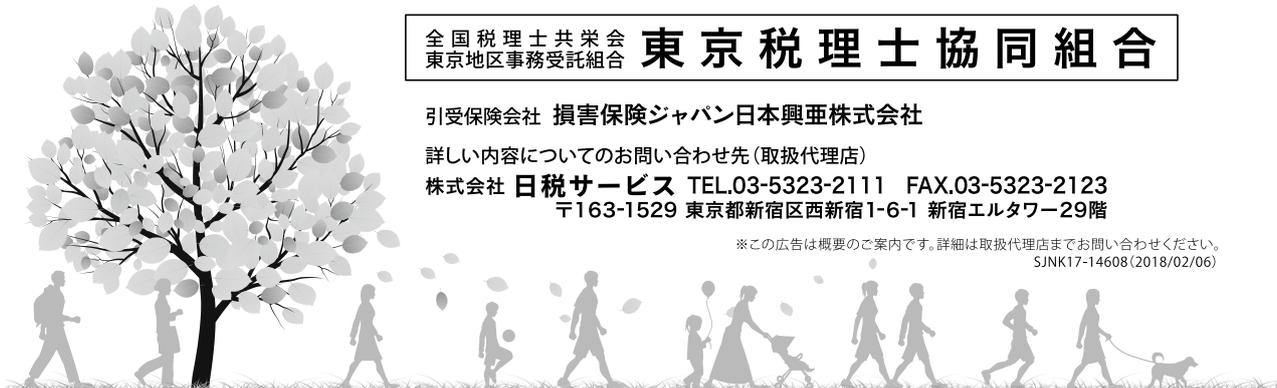
東京税理士協同組合

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

詳しい内容についてのお問い合わせ先（取扱代理店）

株式会社 **日税サービス** TEL.03-5323-2111 FAX.03-5323-2123
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

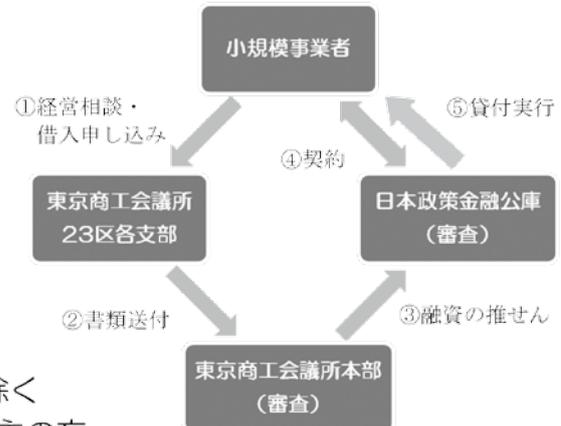
※この広告は概要のご案内です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
SJNK17-14608(2018/02/06)



[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度（マル経融資）のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く従業員20名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は5名以下（宿泊業・娯楽業は20人以下）
- ・最近1年以上、東京23区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保・保証人

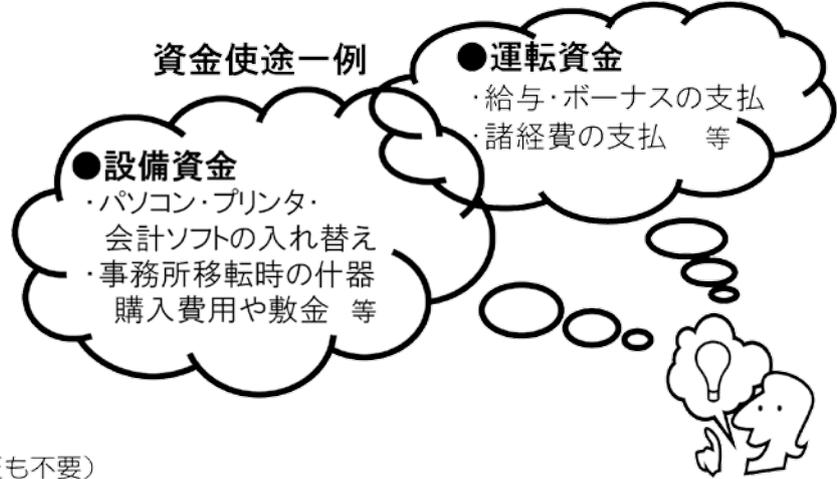
不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.11%（平成30年7月11日現在）
※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成31年3月31日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金用途一例



【経営に関するお悩み承ります】

- ◇ 税理士による無料法律相談
第2火曜日
- ◇ 弁護士による無料法律相談
第3火曜日
午後1時～4時（1回30分）
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

支部定期総会より



▲研修会風景



◀ 研修会
吉野家会長
安部修仁氏



▲坂下眞一郎会長



▲総会議長 若狭茂雄相談役



▲浅見達雄顧問



▲役員歴表彰者



▲業務歴表彰者



▲懇親会風景▲